

## 2023 年度 一橋大学大学院法学研究科修士課程入学試験に向けた 学部特別選考 募集要項

「学部・大学院5年一貫プログラム(国際関係論・国際関係史)」参加者を以下のとおり募集する。本特別選考において選抜された者(以下「選拔者」という。)には、2022年9月に実施予定の2023年度一橋大学大学院法学研究科修士課程入学試験において、法学部長より法学研究科長に対しての「推薦」が与えられる。選拔者が法学研究科修士課程に入学するためには、2023年度法学研究科修士課程入学試験を必ず受験し、合格しなければならない。2023年度法学研究科修士課程入学試験は、2022年6月に募集要項配布を開始し、8月に出願を受け付ける予定である。

### 1. 選抜人員

5名程度

### 2. 出願資格

- (1) 2021年10月1日現在で一橋大学法学部3年次に在籍する者で、2023年3月に卒業見込みの者(ただし、長期海外留学中あるいは長期海外留学予定の者については、2024年3月に卒業見込みの者)。
- (2) 国際関係論または国際関係史のいずれかを修士課程での希望専攻分野とする者(現時点での所属コースは問わない)。
- (3) 法学部科目の単位を3年次の夏学期までに、50単位以上修得している者。  
注：民間財団等の奨学金受給者は、5年一貫プログラム修了要件を満たすことが可能か、各自で奨学財団等に確認すること。

### 3. 出願書類

- (1) 出願書(所定の書式あり。法学部ウェブサイトからダウンロードすること。)
- (2) 3年次夏学期までの成績証明書 1通
- (3) 研究計画書(2,000字程度) 1部  
任意のA4判用紙を用い、横書きとすること。また、冒頭部分に「研究テーマ」と「氏名」を記入すること。
- (4) ゼミ指導教員(またはそれに準ずる教員)の推薦状(A4判用紙、様式自由) 1通
- (5) TOEFL公式スコアレポート(学内TOEFLスコアレポートも可)、またはIELTS公式スコアレポート(いずれも本特別選考出願期日からさかのぼって、2年以内に受験したもの)の写し 1通

<語学試験の中止に伴う代替措置について>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、申請期間までにTOEFLをはじめとする語学試験の受験ができない場合の代替措置として、「TOEFL iBT Special Home Edition」のスコアの提出を認める。

### 4. 留学制度との関係

- (1) 学部3年次1月に留学身分で海外に在住している学生も、以下の「5. 出願方法」に記載されている出願期間内に、本特別選考に出願すること。
- (2) 4年次に長期海外派遣留学を予定している学生も、5年間での学士・修士課程修了が制度上可能となっている。

## 5. 出願方法

- (1) 出願者は、出願書類一式を封筒にまとめ、封筒の表面左下に「法学部5年一貫プログラム応募書類在中」と朱書きし、下記の出願期間内に下記事務室へ郵送または持参すること。
- (2) 出願期間：2022年1月11日（火）より2022年1月14日（金）
  - ・郵送の場合、1月14日（金）17時必着。
  - ・持参の場合、受付時間は10時～12時、13時～15時とする。※出願期間中に海外留学のために国外に在住している場合等で持参や郵送による出願が困難な場合には、メールでの出願書類の提出を認める場合があるので、2022年1月7日（金曜日）までに法学研究科事務室（E-mail：law-km.g@ad.hit-u.ac.jp）にメールにて問い合わせること。
- (3) 提出先：〒186-8601 東京都国立市中2-1 一橋大学大学院法学研究科事務室  
（持参する場合は、西キャンパス法人本部棟4階の法学研究科事務室へ持参）

## 6. 選考方法

成績証明書、研究計画書、推薦状、TOEFL（iBT含む）・IELTSスコアおよび口述試験の結果を総合して選抜者を決定する。

## 7. 選考日程

- (1) 第1次選考（書類選考）合格者発表：2022年1月28日（金）
- (2) 第2次選考（口述試験）：2022年2月7日（月）  
※第2次選考（口述試験）はオンラインビデオ会議ツール「Zoom」を用いてオンラインで実施する。選考に使用するZoomミーティングID及びパスワード等については、メールにて出願者の学生用Gmailアドレスへ通知する。
- (3) 最終選考結果発表：2022年2月10日（木）  
※選考結果の連絡は、CELS 掲示板の「個人向けのお知らせ」により行う。電話による問い合わせは受け付けない。

## 8. その他注意事項

- (1) 本特別選考に合格することにより、4年次に国際関係論・国際関係史分野の大学院科目（一部例外あり）の履修が可能となる。それにより修得した単位が、修士課程の修了要件を満たすものとして考慮されるためには、4年次9月に実施予定の法学研究科修士課程入学試験に合格する必要がある。その上で、修士学位の取得には、法学研究科が定める所定の単位を修得する必要がある。
- (2) 本特別選考に関する質問等は、法学研究科事務室（E-mail：law-km.g@ad.hit-u.ac.jp）にメールにて問い合わせること。
- (3) 出願書類は返却しない。
- (4) 出願書類は、パソコン等でタイプすること。
- (5) 出願書類に不備がある場合は、出願を受理しない。